法人の県民税

県内に事務所又は事業所を有する法人に課税され、市町村民税とあわせて法人住民税と呼ばれます。
法人県民税は、「均等割」と「法人税割」からなっています。

納める方

法人等の種類	均等割	法人税割
県内に事務所、事業所を有する法人 （人格のない社団・財団又は公益法人等は、収益事業を行っている場合に限る。）	○	○
県内に事務所、事業所はないが、寮、保養所、宿泊所等を有する法人	○	
県内に事務所、寮等を有する公益法人等で、収益事業を行っていない法人	○	

納める額

均等割額・・・・・・資本金等の額によって税額が決まります（下表参照）
法人税割・・・・・・課税標準となる法人税額 × 税率

納める時期と方法

原則として各事業年度終了の日の翌日から２か月以内に申告して納めます。

1 均等割

法人等の区分	税　額
資本金等の額※が50億円を超える法人	年額　80万円
〃　10億円を超え、50億円以下の法人	年額　54万円
〃　１億円を超え、10億円以下の法人	年額　13万円
〃　１千万円を超え、１億円以下の法人	年額　５万円
上記以外の法人等	年額　２万円

※地方税法第23条第1項第4号の2で規定する資本金等の額（「法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額」に無償減資等の金額を加減した額）をいいます。なお、当該金額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額を基準として、均等割額を算出します。
（注）保険業法に規定する相互会社の場合、資本金等の額は、純資産額となります。

2 法人税割

県では法人税割の超過課税（標準税率に0.8%を加算）を実施するとともに、資本金の額又は出資金の額が１億円以下で、かつ、法人税額が年１千万円以下の法人は標準税率（ 1.0%）となる不均一課税を行っています。
他の都道府県にも事務所等を有する場合は、法人税額を法人の従業員数であん分し、それぞれの税率をかけて法人税割額を算出します。なお、平成26年度・平成28年度税制改正による消費税率（国・地方）の引上げに際し、地域間の税源の偏在性を是正し財政力格差の縮小を図るため、地方法人税（国税）が創設されたことに伴い、税率が引下げられています。

法人等の区分		税　率		
		平成26年9月30日以前に開始する事業年度	平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金又は出資金の額が１億円を超える法人及び相互会社		5.8%	4.0%	1.8%
(1) 資本金又は出資金の額が1億円以下のもの (2) 資本(出資)を有しないもの（相互会社を除く。） (3) 人格のない社団･財団、公益法人等で収益事業を行っているもの	法人税額が年１千万円超のとき	5.8%	4.0%	1.8%
	法人税額が年１千万円以下のとき	5.0%	3.2%	1.0%

法人の事業税

納める方

・県内に事務所又は事業所を設けて事業を行っている法人（公益法人等は収益事業を行っている場合に限る。）
・人格のない社団や財団で、収益事業を行い、法人とみなされるもの

納める額

課税標準額 × 税率

納める時期と方法

次表「●申告と納税」により、主たる事務所等の所在地を管轄する県税事務所等に法人の県民税・特別法人事業税・地方法人特別税とあわせて申告して納めます。

●申告と納税

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告*1（事業年度が6か月を超える法人*2）	(1) 予定申告	前事業年度の税額 ÷ 前事業年度の月数 × 6*3	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内*4
	(2) 仮決算に基づく中間申告*5	仮決算の所得*（収入）金額 × 税率 ＊外形標準課税法人の場合は、所得（収入）金額、付加価値額、資本金等の額	
確定申告	－	所得*（収入）金額 × 税率 － 中間納付額 ＊外形標準課税法人の場合は、所得（収入）金額、付加価値額、資本金等の額	事業年度終了の日から2か月以内*6（定款等の定め又は特別の事情があることによって、上記期間内に決算についての定時総会が招集されない法人の申告期限については3か月以内（通算法人は4か月以内）、ただし延長申請が必要）*7

（注） 他の都道府県にも事務所等を設けている法人は、事業の種類によって従業者数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとに各割ごとの課税標準の総額をあん分して計算した税額を申告して納めます。

＊1 以下の法人は、中間申告義務がありません。
①所得を課税標準とする法人で、法人税の中間申告義務がない法人
なお、通算親法人が協同組合等である通算子法人はこの限りではありません。
※①に該当する場合であっても、外形標準課税法人又は収入割を申告する法人は、中間申告義務があります。
②特別法人
③清算中の法人（清算中の通算子法人を含む。）（清算中の各事業年度について）

＊2 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が6か月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後6か月を経過した日において通算親法人との間に通算完全支配関係がある法人と読み替えます。

＊3 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日から、その日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日の前日までの月数を乗じます。通算親法人の事業年度中途で通算グループに加入した場合は、6か月とならないときがあります。

＊4 通算子法人の場合は、通算子法人の事業年度開始の日の属する通算親法人の事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内と読み替えます。

＊5 以下の法人は、仮決算に基づく中間申告を行うことができません。
①仮決算による中間申告税額が、予定申告に係る事業税額を超えている法人
②通算親法人が協同組合等である場合の通算子法人のうち、所得割を申告納付すべき法人

＊6 残余財産が確定した場合の確定申告の申告期限は、残余財産確定の日から1か月を経過する日と残余財産の最終分配日の前日とのいずれか早い日となります。ただし、通算子法人の残余財産確定の日が、通算親法人の事業年度終了の日である場合はこの限りではありません。

＊7 会計監査人を置いている法人で、かつ定款等の定めによって事業年度終了の日から3か月以内（通算法人は4か月以内）に決算についての定時総会が招集されない場合の申告期限は、事業年度終了の日から6か月を超えない囲内で知事が指定する月数の期間内となります(ただし延長申請が必要です。)。

●法人事業税・法人県民税に係る県税事務所の所管区域一覧

県税事務所等	連絡先	所管区域
那覇県税事務所（法人班）	098-867-1152	宮古・八重山地区以外
宮古事務所県税課	0980-72-2553	宮古地区一円
八重山事務所県税課	0980-82-3045	八重山地区一円

法人県民税：法人事業税の課税事務の窓口が変わりました。
（法人課税部門を那覇県税事務所に集約しました。）
※ 申告、納付及び納税証明書の発行は、お近くの県税事務所で受け付けることができます。
※ 電子申告（eLTAX），電子納税を推奨しています。

従来の窓口
名護県税事務所
コザ県税事務所
那覇県税事務所

※宮古・八重山地域の窓口に変更はありません。

→

令和3年4月から

那覇県税事務所
〒900-0029
那覇市旭町 116-37
南部合同庁舎 3 階
TEL. 代表 098-867-1066
法人班 098-867-1152

●税率

事業の区分（地方税法第72条の2第1項各号）			法人の種類	事業税の区分			税率（%）平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
1号	2号、3号及び4号以外の事業	ロ	①普通法人（②及び③の法人を除く。）公益法人等 人格なき社団等	所得割	適用法人	年400万円以下の所得	3.4	3.5	3.5	3.5
					軽減税率法人	年400万円を超え年800万円以下の所得	5.1	5.3	5.3	5.3
						年800万円を超える所得	6.7	7.0	7.0	7.0
					軽減税率不適用法人					
			②特別法人〔法人税法別表第三に掲げる協同組合等（農業協同組合、信用金庫等）及び医療法人〕	所得割	適用法人	年400万円以下の所得	3.4	3.5	3.5	3.5
					軽減税率法人	年400万円を超える所得	4.6	4.9	4.9	4.9
					軽減税率不適用法人					
		イ	③外形標準課税法人	所得割	適用法人	年400万円以下の所得	0.3	0.4	0.4	1.0
					軽減税率法人	年400万円を超え年800万円以下の所得	0.5	0.7	0.7	1.0
						年800万円を超える所得	0.7	1.0	1.0	1.0
					軽減税率不適用法人					
				付加価値割			1.2	1.2	1.2	1.2
				資本割			0.5	0.5	0.5	0.5
2号	雷気供給業（小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業＊1を除く）ガス供給業（一定のものに限る＊2）、保険業又は貿易保険業			収入割			0.9	1.0	1.0	1.0
3号	小売電気事業等 発電事業等 特定卸供給事業＊1	ロ	①及び②の法人	収入割			0.9	1.0	0.75	0.75
				所得割			―		1.85	1.85
		イ	③の法人	収入割			0.9	1.0	0.75	0.75
				付加価値割			―		0.37	0.37
				資本割			―		0.15	0.15
4号	特定ガス供給業			収入割			―			0.48
				付加価値割						0.77
				資本割						0.32

＊1　特定卸供給事業に係る税率は、令和４年４月１日以後に終了する事業年度から適用されます。
＊2　令和４年４月１日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限ります（それ以外のガス供給業は１号又は４号に区分されます。）。令和４年３月 31 日以前に開始する事業年度においては、導管ガス供給業、ガス製造事業者が行うガス供給業及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 22 条第１項の義務を負う者に限ります。）が行うガス供給業に限ります。

●電気事業法に規定する電気事業と法人事業税における電気供給業の範囲

法人事業税における電気供給業とは

需要に応じて電気を供給する事業及びこれらの事業者に電気を供給する事業をいいます。
現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

〔電気事業法に規定する電気事業の範囲〕	〔法人事業税における電気供給業の範囲〕 種別	概要	
発電事業	(1)発電事業	・電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業	地方税法では、「発電事業等」といいます。
	(2)発電事業に準ずるもの	・(1)の規模要件を満たさないもの ・他の者に供給するための電気を発電するもの((1)を除く)	
一般送配電事業	(3)一般送配電事業	・電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業	「送配電事業」といいます。(※)
送電事業	(4)送電事業	・電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業	
	(5)送電事業に準ずるもの	・(4)の規模要件を満たさないもの	
特定送配電事業	(6)特定送配電事業	・電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業	
小売電気事業	(7)小売電気事業	・電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業	地方税法では、「小売電気事業等」といいます。
	(8)小売電気事業に準ずるもの	・他の者に電気を供給するもの((1)、(2)、(3)、(6)及び(7)に該当する部分を除く)	

※地方税法ではこれらを総称する用語はありませんが、ここでは便宜的に「送配電事業」と総称しています。

特別法人事業税・地方法人特別税（国税）

特別法人事業税及び地方法人特別税は国税ですが、都道府県が法人の事業税とあわせて賦課徴収を行います。

特別法人事業税は、令和元年10月１日以後に開始する事業年度から適用されます。また、地方法人特別税は、平成20年10月１日から令和元年９月30日までに開始する事業年度に適用されます。

納める方

法人の事業税（所得割・収入割）の納税義務がある法人

納める額

法人の事業税（所得割額・収入割額）×　税率

税率

●特別法人事業税

課税標準	法人の種類	税率		
		令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	260.0%	260.0%	260.0%
	特別法人	34.5%	34.5%	34.5%
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	37.0%	37.0%	37.0%
基準法人収入割額	小売電気事業等、発電事業等、特定卸供給事業又は特定ガス供給業を行う法人以外の法人	30.0%	30.0%	30.0%
	小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人	30.0%	40.0%	40.0%
	特定ガス供給業を行う法人	―	―	62.5%

※特定卸供給事業に係る税率は、令和４年４月１日以後に終了する事業年度から適用されます。

●地方法人特別税

課税標準	法人の種類	税率		
		平成26年10月１日から平成27年３月31日までに開始する事業年度	平成27年４月１日から平成28年３月31日までに開始する事業年度	平成28年４月１日から令和元年９月30日までに開始する事業年度
基準法人所得割額	外形標準課税法人	67.4%	93.5%	414.2%
	特別法人	43.2%	43.2%	43.2%
	外形標準課税法人・特別法人以外の法人	43.2%	43.2%	43.2%

納める時期と方法

法人の事業税とあわせて、法人の事業税と同じ方法により、県に申告して納めます。

公益法人制度における法人事業税・県民税の取扱いについて

区分		法人税法上の区分	収益事業の有無	事業税	法人県民税		均等割の免除
					法人税割	均等割	
公益社団法人 公益財団法人		公益法人 （法人税法第２条第６号別表二）	無			最低税率	有
			有	収益事業により生じた所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税		無
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	公益法人 （法人税法第２条第６号別表二）	無			最低税率	無
			有	収益事業により生じた所得に課税	収益事業に係る法人税額に課税		無
	非営利型法人以外の法人	普通法人	有	全所得に課税	全所得に係る法人税額に課税	最低税率	無

近年の主な税制改正について（法人県民税・法人事業税・特別法人事業税）

1 外形標準課税の適用対象法人の見直し　（令和６年度税政改正）

＜減資への対応＞

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとされました。

（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

＜100% 子法人等への対応＞

また、資本金と資本剰余金の合計額が50 億円を超える法人等の100％子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とすることとされました。

（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

2 賃上げ促進税制　（令和６年度税政改正）

法人税における賃上げへの対応に合わせ、継続雇用者の給与総額の対前年度増加率に係る適用要件等を見直した上で、雇用者全体の給与総額の増加額を付加価値額から控除する措置が講じられました。（3年間の時限措置）